



2024年11月19日

各 位

会社名 ポールトゥウィン
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋 鉄平
(コード番号：3657 東証プライム)
問合せ先 取締役管理部部長 山内 城治
(TEL：03-5909-7911)

「グループ行動規範」及び「グループ人権方針」の制定に関するお知らせ

当社は、2024年11月19日開催の取締役会において、当社及び連結子会社（以下、PHDグループ）を対象とする「PHDグループ行動規範」及び「PHDグループ人権方針」の制定を決議いたしましたので、お知らせいたします。本規範等は、当社のマテリアリティ（重要課題）として掲げているテーマの一つである「ガバナンス体制の強化」に基づき制定するものです。

当社グループは国内外において事業活動を行っており、「人とテクノロジーを融合してお客様の課題を解決する」という使命のもと、事業活動を通じてステークホルダーの皆様とともに成長することで社会基盤を支え、持続可能な社会の実現に貢献することをサステナビリティ基本方針として掲げております。

グループとして持続的に成長するためには、当社グループが広く社会から信頼を得ることが重要であり、そのためには、当社グループの構成員が従うべき規範を定め、それを事業活動の第一線にまで広く浸透させることが重要と考えます。その認識のもと、法令遵守や機密情報の管理等の基本的事項を定めた行動規範、そして、人権尊重の方針を定めた人権方針を制定いたしました。

当社グループでは引き続き、マテリアリティ（重要課題）を踏まえたサステナビリティ基本方針の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

「PHDグループ行動規範」及び「PHDグループ人権方針」については、別添をご参照ください。

以 上

PHD グループ行動規範

1. 事業活動を通じた成長

当社グループは、「人とテクノロジーを融合してお客様の課題を解決する」という使命のもと、事業活動を通じてステークホルダーの皆様とともに成長することで社会基盤を支え、持続可能な社会の実現に貢献します。

2. 地域、州、及び国固有の法令等の遵守

当社グループは、地域、州、及び国固有の法令を遵守し、社会的良識に基づいた企業活動を行います。

3. 人権の尊重とハラスメント禁止

当社グループは、人権を尊重し、あらゆる差別やハラスメントの撤廃に積極的に取り組みます。

4. 安全な職場環境の整備

当社グループは、すべての役職員が安全に働けるよう職場環境の整備につとめます。

5. 人材の育成

当社グループは、事業活動の拡大の源泉となる人材の育成につとめます。

6. 正確かつ公正な情報開示

当社グループは、当社グループに関する企業情報を正確かつ公正に開示し、ステークホルダーや社会全体から正しい理解と評価を得ることにつとめます。

7. 適正・公正な取引条件の遵守

当社グループは、営業や調達に関わるすべての顧客や取引先に誠意をもって対応するとともに、公正かつ適正な取引を行います。

8. 適正な記録保持、機密情報の管理

当社グループは、事業活動に必要とされる文書等を正しく作成・記録し、適正に保管するとともに、これらの情報が不用意に漏れることのないよう厳重に管理します。

9. 個人情報の保護

当社グループは、顧客及び役職員等の個人情報の保護を徹底します。

10. 知的財産の尊重

当社グループは、知的財産の重要性を認識し、自らの知的財産権の保護につとめます。

11. 反社会的勢力との関係遮断

当社グループは、反社会的勢力（犯罪や不正行為に関与する団体や個人）と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わず、一切関係を持ちません。

12. 違法又は倫理に反する行為の通報・相談窓口の整備

当社グループは、当社グループの役職員等が法令や規則、社内規程等に関して違反の疑いを知った場合に通報・相談できる窓口の整備につとめます。

制定：2024年11月19日

PHD グループ人権方針

1. PHD グループが人権を尊重する背景

当社グループは、「人とテクノロジーを融合してお客様の課題を解決する」という使命のもと事業活動を通じてステークホルダーの皆様とともに成長することで社会基盤を支え、持続可能な社会の実現に貢献します。当社グループは、人権を尊重することを事業継続のための必須要素と位置付け、継続的に取り組みます。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役職員に適用されます。また、顧客や取引先等をはじめとする役職員以外のステークホルダーの皆様にも本方針への理解及び支持いただくことを期待します。

3. 国際的に認められた人権の尊重

当社グループは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の国際的に認められた人権を支持・尊重します。

4. 人権の尊重と法令遵守の関係

当社グループは、事業活動を行う各国の法令や規制を遵守します。ただし、ある国の法令や規制によって、国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合、適用される現地の法律や規制の範囲内で人権を可能な限り尊重する方法を追求します。

5. 人権課題への対応

当社グループは、以下のとおり人権課題への対応を通じて、当社グループで働く一人一人が自由、公平、安全そして多様な価値観を尊重し、お互いを認め合い、自由に意見を言い合える職場環境づくりを推進します。

① 差別の禁止

当社グループは、企業活動において、人種や国籍、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、社会的身分、婚姻関係、信条、宗教、障がい、身体的特徴そして健康状態などを理由とした差別や人権侵害を禁止します。

② ハラスメントの禁止

当社グループは、人間の尊厳を傷つけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント行為を禁止します。

③ 強制労働・児童労働の禁止

当社グループは、強制労働や児童労働を禁止します。また、人身売買を含むいかなる形態の現代奴隷も容認しません。

④ 結社の自由と団体交渉権の尊重

当社グループは、結社の自由と団体交渉の権利を尊重します。

6. 人権デューデリジェンス及び救済措置

当社グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、自らの事業活動が人権尊重に反する事象を引き起こし、又は助長したことが明らかになった場合、その是正・救済に取り組みます。

制定：2024年11月19日